

技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業実施要領

1 趣旨

この要領は、技能五輪・アビリンピック選手育成強化等推進事業助成要綱（以下、「助成要綱」という。）の技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業を実施するにあたり、助成要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本助成金は、技能五輪全国大会及び全国アビリンピックへの参加を目指す選手の育成・強化を支援するため、県内企業等が行う技能向上訓練（以下、「技能向上訓練」という。）に対し、経費の一部を助成するものとする。

3 助成対象及び助成額

- (1) 本助成金は、技能向上訓練の経費を負担した企業、学校（学校教育法に基づき設置された施設）、公共職業能力開発施設、認定職業訓練施設、競技職種等関係団体、社会福祉法人等に対して支払うものとする。なお、企業においては、中小企業基本法第2条に定める中小企業者を助成の対象とする。
- (2) 対象経費は、技能向上訓練に要する下に掲げる経費の内、栃木県職業能力開発協会等からの助成額を除いた額とし、一企業・学校・団体等あたり30万円を上限とする。

助成金の対象経費	技能向上訓練に必要な次の経費 (1) 訓練指導を行う社外講師に対する謝金 (2) 社外講師の旅費 (3) 訓練用材料、消耗品等の購入費 (4) 会場借料費、訓練用器工具等借料費 (5) 外部講習会等への参加費 (6) その他訓練の実施に必要であると栃木県職業能力開発協会会長（以下、「会長」という。）が認めた経費
----------	--

4 提出書類

- (1) 助成を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、技能五輪選手育成強化経費助成申請書（様式第1号）又はアビリンピック選手育成強化経費助成申請書（様式第2号）に選手育成計画書（共通様式A）を添えて、会長に提出しなければならない。
- (2) 申請者は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までに実績報告書（様式第3号）に実績報告書（職種別・種目別）（共通様式B）及び経費負担に係る証明書類を添えて会長に提出しなければならない。

5 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。